

議 第 3 7 号

企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

本市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和 7 年（2025 年）2 月 21 日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和 28 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 2 中「（地方公務員法第 22 条の 4 の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）にあつては、単身赴任手当の支給を受けている者に限る。）」を削り、同条第 2 号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）」を加える。

第 5 条第 1 号中「料金」の次に「（第 3 号において「運賃等」という。）」を加える。

第 5 条の 2 第 2 項中「前項の規定による」を「新たに新潟県柏崎市職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 13 号）第 3 条第 1 項に規定する給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるものの

うち、単身で生活することを常況とする職員その他前項の規定による」に改める。

第 8 条の 2 第 1 項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第 2 項中「休日等以外の日」の午前 0 時から」を「午後 10 時から翌日の」に改め、「までの間」の次に「（休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第 16 条中「新潟県柏崎市職員の給与に関する条例」（昭和 26 年条例第 13 号）」を「、新潟県柏崎市職員の給与に関する条例」に改める。

第 17 条第 2 項中「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）」を削る。

第 17 条の 3 の次に次の 1 条を加える。

（自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与）

第 17 条の 4 職員が地方公務員法第 26 条の 5 第 1 項の規定により自己啓発等休業の承認を受けたときは、自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

第 19 条第 1 項中「定年前再任用短時間勤務職員」を「地方公務員法第 22 条の 4 の規定により採用された職員」に改め、同条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 5 条の 2 第 2 項の規定は、この条例の施行の日前に新たに新潟県柏崎市職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 13 号）第 3 条第 1 項に規定する給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

新潟県柏崎市企業職員の給与の種別及び基準を定める条例（平成28年3月4日条例第16号）

改正後	改正前
(住居手当) 第4条の2 住居手当は、次のいずれかに該当する職員に対して支給する。 (1) (略) (2) 第5条の2の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（<u>届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。</u>）が居住するための住宅（管理者が指定するものを除く。）を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの (通勤手当) 第5条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。 (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用して、その運賃又は料金（第3号において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなれば通勤することが著しく困難である職員以外の職員である職員として通勤することにより通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの並びに第3号及び第4号に掲げる職員を除く。） (2)～(4) (略) (単身赴任手当) 第5条の2 (略) 2 新たに新潟県柏崎市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第13号）第3条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員その他前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要であると認められるものとして管理者が定める	(住居手当) 第4条の2 住居手当は、次のいずれかに該当する職員（<u>地方公務員法第22条の4の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）</u>）にあつては、単身赴任手当の支給を受けている者に限る。）に対して支給する。 (1) (略) (2) 第5条の2の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（管理者が指定するものを除く。）を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの (通勤手当) 第5条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。 (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用して、その運賃又は料金を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなれば通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの並びに第3号及び第4号に掲げる職員を除く。） (2)～(4) (略) (単身赴任手当) 第5条の2 (略) 2 前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要であると認められるものとして管理者が定める職員には、前項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

改正後	改正前
職員には、前項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。 (管理職員特別勤務手当) 第8条の2 第10条の3の規定の適用を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、新潟県柏崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第4号）第3条第1項、第4条及び第5条に規定する週休日又は第9条に規定する休日及び第10条第1項に規定する代休日（以下「休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 2 前項に規定する場合のほか、第10条の3の規定の適用を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 (支給額決定の基準) 第16条 職員の給料及び手当の額は、新潟県柏崎市職員の給与に関する条例に規定する職員の給与の額を基準とし企業の特殊性及び実態を考慮して定めるものとする。	(管理職員特別勤務手当) 第8条の2 第10条の3の規定の適用を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、新潟県柏崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第4号）第3条第1項、第4条及び第5条に規定する週休日又は第9条に規定する休日及び第10条第1項に規定する代休日（以下「休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 2 前項に規定する場合のほか、第10条の3の規定の適用を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 (支給額決定の基準) 第16条 職員の給料及び手当の額は「新潟県柏崎市職員の給与に関する条例」（昭和26年条例第13号）に規定する職員の給与の額を基準とし企業の特殊性及び実態を考慮して定めるものとする。
(給与の減額) 第17条 (略) 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）、介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る介護休暇の期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は高齢者部分休業（当該職員が60歳に達した日後の最初の4月1日以後の日から当該職員に係る定年退職日（地方公務員法第28条の6第1項に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給	(給与の減額) 第17条 (略) 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）、介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る介護休暇の期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は高齢者部分休業（当該職員が60歳に達した日後の最初の4月1日以後の日から当該職員に係る定年退職日（地方公務員法第28条の6第1項に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない

改正後	改正前
与額を減額して給与を支給する。 <u>(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)</u> 第17条の4 職員が<u>地方公務員法第26条の5第1項の規定により自己啓発等休業の承認を受けたときは、自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。</u> (定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員についての適用除外) 第19条 第4条及び第14条の規定は、<u>地方公務員法第22条の4の規定により採用された職員</u>には適用しない。 <u>2 (略)</u>	場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 (定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員についての適用除外) 第19条 第4条及び第14条の規定は、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>には適用しない。 <u>2 第4条、第4条の2、第5条の2及び第14条の規定は、地方公務員法第28条の6第1項又は第2項の規定により採用された職員には適用しない。</u> <u>3 (略)</u>